

## 1. 出展申込みの受理・出展可否について

出展者が主催者の定める手続きを行い、出展申込を主催者が受領した時点で申込が受理されたものとします。ただし、出展内容が展示会開催趣旨・目的に沿わない場合や、出展資格を有しないと判断された場合、出展をお断りすることがあります。

また、出展物の内容、出展ジャンル、出展実績、会場構成などを考慮して、出展者を選考し、結果を通知します。通知内容に関する問い合わせは受け付けておりません。

## 2. 出展料金の請求と支払い方法

主催者は出展者に対して、出展料金の請求書を送付します。これに基づき、出展者は、支払期日までに出展料金全額を主催者指定の口座へ振り込むものとします（お支払いは銀行振込のみ。その他は受け付けておりません）。尚、振り込みに係る手数料は出展者の負担とします。

## 3. 出展申し込みの取消（キャンセル）

- (1) 出展申込みの取消や内容の変更は原則として認めていません。やむなく出展の取消などを行う場合、主催者へ連絡し、承諾を得てください。
- (2) 出展料金の支払い後に、出展の取消があった場合、いかなる理由でも出展料金の払い戻しはできません。
- (3) 出展者が下記に該当する場合、予告なく出展を取り消すことがあります。
  - ① 出展者・共同出展者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等と判明した場合
  - ② 出展内容が、展示会趣旨・目的に沿わない場合
  - ③ その他、出展が著しく不相応と認められる場合
  - ④ 出展料金の支払期日までに完納しない場合
  - ⑤ 出展規程・趣意書等に記載の事項に違反し、主催者の催告によっても改善が認められない場合

## 4. 小間位置の決定

- (1) 小間位置の決定は、出展物の内容、出展ジャンル、出展実績、会場構成などを考慮し、主催者が決定し、後日通知します。出展者は小間位置に関する苦情や出展取消等を申し出ることはできません。

- (2) 主催者は、消防法令上または展示効果向上のため、小間図面を変更し、小間を再配置することがあります。その際、出展者は小間位置変更に関する損害賠償請求を行うことはできないものとします。

## 5. 小間の転貸等の禁止

出展者は、割り当てられた小間の全部または一部を第三者に譲渡・貸与もしくは出展者相互において交換できません。

## 6. 出展物及び展示装飾に関する規制と撤去・搬出

- (1) 小間内の出展物・装飾物等が、出展趣意書に記載されている期日内に撤去・搬出されない場合は、出展者の費用負担により、主催者が撤去・搬出できるものとします。
- (2) いかなる方法でも、近隣の小間の妨げになる小間の造作はできないものとし、苦情が出た場合や主催者が小間装飾などの変更が必要と判断した場合、当該小間の出展者はその変更に同意し、発生する費用は出展者の負担とします。
- (3) 主催者は展示会趣旨・目的等の観点から問題があると判断した出展物の展示や装飾に関し、規制または撤去する権限を有するものとします。また、厚生労働省で許認可されていない出展物について効果・効能をうたうことを禁止します。この場合、主催者は出展者に対して輸送・展示費用などの負担や出展料金等の返金について一切の責任を負わないものとします。

## 7. 出展物の管理と免責

主催者は、出展物への天災、不可抗力、盗難、紛失などあらゆる原因により生じた出展物、備品への損失または損害について、その責任を負わないものとします。出展物、備品の管理は出展者の責任の下、万全を期して行ってください。

## 8. 損害賠償

出展者は、出展者自身または、出展者指定の業者などの代理人の不注意その他の理由により、展示会場設備または展示会建造物もしくは人身等に対して与えた一切の損害について責任を負うものとします。出展者は保険へ加入するなど、十分な対策を講じてください。

## 9. 展示会中止時の対応

主催者は、天災および本項に定めるその他の不可抗力により展示会の開催が著しく困難になった場合、会期・会場を変更、展示規模の縮小、または開催を中止することがあります。主催者は、この決定および実行により被る出展者に生じた損害や費用の増加、その他、不利な事態に陥ることなどに対する一切の責任を負わないものとし、

- (1) 会期変更の取り扱いについて：出展申込みは、変更された会期等について有効とし、会期変更などを理由として出展を取消すことはできません。
- (2) 出展料金の返金について：主催者が展示会開催を事前に中止した時は、既納出展料金から下記に定める金額を返金します。その際、銀行振込手数料は出展者の負担とします。また、会期変更（延期等）を行った場合の既納出展料の返金を行わないものとし、
- (3) 不可抗力について：戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害位による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為または規制など、主催者のコントロールの及ばないあらゆる原因をいいます。

## 10. 規程の順守

出展者は本出展規程をはじめとする、主催者が定める諸規程を遵守することに同意のうえ、出展申込みをするものとし、この点において将来いかなる時点においても一切の異議を申し立てないものとします。また、出展者は、会場施設に適用されるすべての消防および安全に関する法規・注意事項も順守しなければなりません。出展者は主催者が定める全ての規定を本展及び出展者の利益保護のためのものと解釈し、その実行に協力するものとし、

| 展示会開催中止を決定した日             | 返金の割合 |
|---------------------------|-------|
| 2025年5月頃<br>(出展料金の請求書発行日) | 100%  |
| 出展料金の請求書発行日の翌日～支払期日       | 80%   |
| 支払期日～6月30日                | 50%   |
| 7月1日～7月21日                | 30%   |
| 7月22日～7月24日               | 0%    |

※請求書発行日および支払期日は、出展者に対し発行する「ひょうご福祉用具・介護ロボットフェスティバル 2025 特別展示会 出展料請求書」に日付を記載します。